

資料－1

令和4年11月11日
設計課 事業調整室

令和4年度中国四国農政局補助事業再評価技術検討会の進め方

1 再評価の実施方針

- ・ 国営等事業管理委員会「以下、事業管理委員会」が、対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価に係る評価案を作成する。また、再評価に係る評価案を技術検討会に諮問し、その意見を付して中国四国農政局長へ報告する。
- ・ 中国四国農政局長は、再評価に係る評価案及び技術検討会の意見を踏まえ、令和5年度以降の対象事業の実施方針案を作成し、農村振興局長へ報告する。

〔「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領」第1)【抜粋】〕

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体(以下「事業主体」という。)が実施している事業(以下「補助事業」という。)に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画(平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。)に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価を実施することとする。

〔「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領」第2)【抜粋】〕

次に掲げる年度において事業評価を実施する。

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年ごと

2 技術検討会

(1) 技術検討会の公開

- ・ 技術検討会については、公開で行うものとする。ただし、技術検討会が必要と認める場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。
なお、事前に、マスコミ、一般の方へプレスリリースにより開催のお知らせを行う。
- ・ 委員会での検討の経緯及び結果については議事概要にて公表する。

(「技術検討会規則」第4の3、4の4)

「技術検討会規則」第4の3

技術検討会は、公開で行うものとする。ただし、技術検討会が必要と認める場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。

「技術検討会規則」第4の4

検討の経緯及び結果については、公開する。ただし、技術検討会が公開することが適切でないと判断した事項については、公開しないこととする。

(2) 開催日程**【現地調査及び第 1 回技術検討会】**

(日 時) 令和 4 年 11 月 11 日 (現地調査、検討会 13:15~15:45)

(場 所) 現地調査: 玉津・下島山地区、氷見上部地区

検討会 : 中国四国農政局道前平野農地整備事業所 2 階会議室

(議 題) ・補助事業再評価技術検討会の運営方針
・地区説明及び質疑**【第 2 回技術検討会】 検討会**

(日 時) 令和 4 年 12 月 19 日 13:30~15:30

(場 所) 中国四国農政局 2 階 共用 C、D 会議室

(議 題) ・第 1 回技術検討会の質問に対する補足説明
・技術検討会意見とりまとめ**(3) 技術検討委員**

※ 50 音順 敬称略

氏 名	専門分野	所 属
かわぐち よういち 河口 洋一	環境	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
だ たい ひさし 駄田井 久	農業経済	岡山大学グローバル人材育成院 准教授
つくだ としこ 佃 俊子	消費者団体	東讃地区生活研究グループ連絡協議会 会長
とよた ともよ 豊田 知世	地域経済	島根県立大学地域政策学部 准教授
もろいずみ としつぐ 諸 泉 利嗣	農業土木	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授

3 再評価結果及び実施方針等の公表**(1) 技術検討会の審議内容の公表**

- ・資料及び議事録については技術検討会終了後、中国四国農政局 HP で公表する。

(2) 再評価結果及び実施方針の公表

- ・実施方針が決定した段階で再評価結果及び実施方針を本省 HP で公表する。

令和4年度 中国四国農政局 補助事業再評価実施地区

